千　公　互　第９１号
令和８年３月２５日

各　所　属　長　　様

一般財団法人
千葉県公立学校教職員互助会理事長
（公印省略）

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会規則の一部改正について（通知）

日頃、互助会事業の運営につきまして、格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和８年２月６日に開催された令和７年度第３回理事会において、下記のとおり規則の一部改正が承認されました。
本改正は、施行日が規則・条項ごとに異なり、段階的に適用されますので、下記のとおり通知します。貴所属会員に周知するとともに、事務処理に遺漏のないようお願いします。
なお、互助会ホームページに令和９年度から開始予定の新規事業「カフェテリアプラン」の概要及び新規事業導入に伴う運営規則・給付規則の改正内容についての資料を掲載しますので、併せて御確認ください。

記

１　一部改正する規則

（１）一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則
○令和８年４月１日施行
第３条第２項（事業の種類）

○令和９年４月１日施行
第２条第１項（定義）
第３条第２項（事業の種類）
第６条（会員証）

（２）一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則
○令和７年４月１日施行
第１４条第１項（人間ドック等補助金）

○令和８年４月１日施行
第８条第３項（入院費補助金）
第１２条第３項（弔慰金）

○令和９年４月１日施行
第２条第１項（用語の意義）
第４条第１項（給付を受けるべき遺族の順位）
第５条第２項（給付の請求手続）
第８条第３項（入院費補助金）
第９条第２項（結婚祝金）
第１０条（出産見舞金）
第１２条第２項（弔慰金）
第１３条（災害見舞金）
第１４条（脳ドック補助金）
第１５条（福祉施設利用補助金）
第１６条（入学祝金）
第１７条（長期療養者見舞金）
第１８条（妊婦健康診断補助金）
第１９条（育児補助金）
第２６条（予防接種補助金）
第２７条（カフェテリアプラン）
第２８条（リフレッシュ助成）

（３）一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会貸付規則
○令和８年４月１日施行
第４条（借換）

（４）一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則
○令和９年４月１日施行
第３条第１項（積立方法）
第１３条（積立額の確認）
第１４条（様式）

２　別添資料
〔令和８年４月１日施行分〕
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則　新旧対照表
（令和８年４月１日施行）
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則　新旧対照表
（令和８年４月１日施行）
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会貸付規則　新旧対照表
（令和８年４月１日施行）
〔令和９年４月１日施行分〕
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則　新旧対照表
（令和９年４月１日施行）
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則　新旧対照表
（令和９年４月１日施行）
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則　新旧対照表
（令和９年４月１日施行）

問合せ先：（一財）千葉県公立学校教職員互助会
〒260-8629　千葉市中央区中央４－１３－１０
千葉県教育会館　新館８階
℡　０４３－２２３－４１１９
HP　https://www.chibagojo.or.jp/

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則　新・旧対照表（令和８年４月１日施行）

新	旧	改正理由・内容
（事業の種類） 第３条　互助会は定款第４条の規定に基づき次の事業を行う。 （１）　会員の資質の向上に関する事業 ア　資質の向上に関する普及及び振興 イ　その他資質の向上に関すること （２）　会員並びにその親族に対する共済・貸付事業等の福利厚生に関する事業 ア　短期給付事業 （一部省略） イ　福祉事業 （一部省略） ウ　貸付事業 （一部省略） エ　削除 オ　退職互助事業 カ　**削除** キ　その他、福利厚生に関する事業 ク　本号の規定による給付、貸付、退職互助に関しては別に定める。 （３）　教育文化及びスポーツの振興発展に関する事業 ア　教育、文化及びスポーツの普及及び振興 イ　その他、教育文化及びスポーツに関すること （４）　その他互助会の目的を達成するために必要な事業	（事業の種類） 第３条　互助会は定款第４条の規定に基づき次の事業を行う。 （１）　会員の資質の向上に関する事業 ア　資質の向上に関する普及及び振興 イ　その他資質の向上に関すること （２）　会員並びにその親族に対する共済・貸付事業等の福利厚生に関する事業 ア　短期給付事業 （一部省略） イ　福祉事業 （一部省略） ウ　貸付事業 （一部省略） エ　削除 オ　退職互助事業 カ　**福祉年金事業** キ　その他、福利厚生に関する事業 ク　本号の規定による給付、貸付、退職互助**、福祉年金**に関しては別に定める。 （３）　教育文化及びスポーツの振興発展に関する事業 ア　教育、文化及びスポーツの普及及び振興 イ　その他、教育文化及びスポーツに関すること （４）　その他互助会の目的を達成するために必要な事業	事業廃止に伴う文言削除

新	旧	改正理由・内容
附　則 １　この規則は、令和８年４月１日から施行する。 （一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉年金事業規則の廃止） ２　一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会福祉年金事業規則（昭和５３年３月７日制定）は、令和８年３月３１日をもって廃止する。		

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則　新・旧対照表（令和８年４月１日施行）

新	旧	改正理由・内容
（入院費補助金） 第８条　会員又はその被扶養者が病気又は負傷し療養のため医療機関に入院したときは、入院費補助金として会員については１日につき５００円、被扶養者については１日につき３００円を支給する。 ２　入院費補助金の支給期間は、事業年度内の日数を通算して１８０日を超えないものとする。 ３　<u>公立学校共済組合員で保険証等</u>を使用し、療養した者以外の者で、入院費補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第１号による入院費補助金請求書を理事長に提出しなければならない。	（入院費補助金） 第８条　会員又はその被扶養者が病気又は負傷し療養のため医療機関に入院したときは、入院費補助金として会員については１日につき５００円、被扶養者については１日につき３００円を支給する。 ２　入院費補助金の支給期間は、事業年度内の日数を通算して１８０日を超えないものとする。 ３　<u>公立学校共済組合員証（公立学校共済組合が交付したものでこれに相当するものを含む。）</u>を使用し、療養した者以外の者で、入院費補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第１号による入院費補助金請求書を理事長に提出しなければならない。	組合員証廃止に伴う変更
（弔慰金） 第12条　会員（再任用会員を除く。）が死亡したときは、弔慰金として３００,０００円を、再任用会員が死亡したときは、弔慰金として５０，０００円を、その遺族に支給する。 ２　会員（再任用会員を除く。）の被扶養者が死亡したときは、弔慰金として３０，０００円を、再任用会員の被扶養者が死亡したときは、弔慰金として２５，０００円を支給する。ただし、死産に対しては支給しない。 ３　弔慰金の支給を受けようとする者は、別記様式第４号による弔慰金請求書に<u>**死亡の事実が確認できる書類**</u>を添えて理事長に提出しなければならない。	（弔慰金） 第12条　会員（再任用会員を除く。）が死亡したときは、弔慰金として３００,０００円を、再任用会員が死亡したときは、弔慰金として５０，０００円を、その遺族に支給する。 ２　会員（再任用会員を除く。）の被扶養者が死亡したときは、弔慰金として３０，０００円を、再任用会員の被扶養者が死亡したときは、弔慰金として２５，０００円を支給する。ただし、死産に対しては支給しない。 ３　弔慰金の支給を受けようとする者は、別記様式第４号による弔慰金請求書に<u>**医師の死亡診断書又は市区町村長の埋葬許可証写若しくは火葬許可証写**</u>を添えて理事長に提出しなければならない。	事実が確認できる書類全般とする文言修正

新	旧	改正理由・内容
（人間ドック等補助金） 第 14 条　会員又はその被扶養者が人間ドックを受けたときは、次の区分により人間ドック補助金を支給する。 （1）<u>会員</u>　　　　　　１５，０００円 （2）<u>会員</u>の被扶養者　　５，０００円 （3）６０歳又は６０歳未満で勧奨により退職する会員（ただし、1日（日帰り）人間ドックを受けたときに限る。）　健診料全額に相当する額 ２　３０歳以上の会員（再任用会員を除く。）が、脳ドックを受けたときは、3年度に１回に限り、脳ドック補助金として１０，０００円を限度に支給する。 ３　人間ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第６号による人間ドック補助金請求書を、第１項第３号のうち勧奨により退職する会員は、別記様式第６号の２による人間ドック補助金請求書（勧奨退職者用無料１日人間ドック）を、前項に規定する脳ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第６号の３による脳ドック補助金請求書を、それぞれ理事長に提出しなければならない。 <u>附　則</u> <u>この規則は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１４条の規定は、令和７年４月１日から適用する。</u>	（人間ドック等補助金） 第 14 条　会員又はその被扶養者が人間ドックを受けたときは、次の区分により人間ドック補助金を支給する。 （1）<u>３０歳以上の会員</u>　　　　１５，０００円 （2）<u>３０歳以上の会員</u>の被扶養者　　５，０００円 （3）６０歳又は６０歳未満で勧奨により退職する会員（ただし、1日（日帰り）人間ドックを受けたときに限る。）　健診料全額に相当する額 ２　３０歳以上の会員（再任用会員を除く。）が、脳ドックを受けたときは、3年度に１回に限り、脳ドック補助金として１０，０００円を限度に支給する。 ３　人間ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第６号による人間ドック補助金請求書を、第１項第３号のうち勧奨により退職する会員は、別記様式第６号の２による人間ドック補助金請求書（勧奨退職者用無料１日人間ドック）を、前項に規定する脳ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第６号の３による脳ドック補助金請求書を、それぞれ理事長に提出しなければならない。	対象年齢の廃止

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会貸付規則　新・旧対照表（令和８年４月１日施行）

新	旧	改正理由・内容
（借換） 第４条　理事長は、この規定により一般貸付、住宅貸付を受けている者（以下「借受人」という。）に対して、当該貸付の未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付を行うことができる。ただし、既貸付の償還回数が２４回に満たない場合は新たな貸付を行うことができない。 附　則 この規則は、令和８年４月１日から施行する。	（借替） 第４条　理事長は、この規定により貸付を受けている者（以下「借受人」という。）に対して、当該貸付の未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付を行うことができる。ただし、一般貸付にあっては既貸付の償還回数が２４回に満たない場合は新たな貸付を行うことができない。	対象となる貸付の種類を明記 （借替）→（借換）漢字変更

一般財団法人　千葉県公立学校教職員互助会運営規則　新・旧対照表（令和９年４月１日施行）

新	旧	改正理由・内容
第１章　総　則 （定義） 第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 **（１）配偶者　会員と婚姻関係にある者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。** **（２）**被扶養者　次に掲げる者で、主として会員の収入により生計を維持する者をいう。 ア　会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹 イ　会員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者 **（３）**遺族　会員の死亡当時、会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であった者をいう。 **（４）**給料　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定による条例の適用を受ける職員については、当該条例に規定する給料表に定める給料の月額を、その他の職員については、これに準ずる給与をいう。 ２　前項**第２号**に規定する被扶養者の認定に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号。以下「法」という。）第２条第２項の規定に準ずるものとする。 （事業の種類） 第３条　互助会は定款第４条の規定に基づき次の事業を行う。 （１）　会員の資質の向上に関する事業	第１章　総　則 （定義） 第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）被扶養者　次に掲げる者で、主として会員の収入により生計を維持する者をいう。 **ア　会員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹** イ　会員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者 **（２）**遺族　会員の死亡当時、会員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であった者をいう。 **（３）**給料　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２４条第５項の規定による条例の適用を受ける職員については、当該条例に規定する給料表に定める給料の月額を、その他の職員については、これに準ずる給与をいう。 ２　前項**第１号**に規定する被扶養者の認定に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号。以下「法」という。）第２条第２項の規定に準ずるものとする。 （事業の種類） 第３条　互助会は定款第４条の規定に基づき次の事業を行う。 （１）　会員の資質の向上に関する事業	配偶者の定義を追加

新	旧	改正理由・内容
ア　資質の向上に関する普及及び振興	ア　資質の向上に関する普及及び振興	
イ　その他資質の向上に関すること	イ　その他資質の向上に関すること	
（２）　会員並びにその親族に対する共済・貸付事業等の福利厚生に関する事業	（２）　会員並びにその親族に対する共済・貸付事業等の福利厚生に関する事業	
ア　短期給付事業	ア　短期給付事業	
（ア）　入院費補助金の給付	（ア）　入院費補助金の給付	
（イ）　出産見舞金の給付	（イ）　出産見舞金の給付	
（ウ）　弔慰金の給付	（ウ）　弔慰金の給付	
（エ）　災害見舞金の給付	（エ）　災害見舞金の給付	
（オ）　長期療養者見舞金の給付	（オ）　長期療養者見舞金の給付	
（カ）　**削除**	（カ）　**妊婦健康診断補助金の給付**	事業廃止に伴う文言削除
（キ）　**削除**	（キ）　**育児補助金の給付**	
（ク）　遺児給付金の給付	（ク）　遺児給付金の給付	
イ　福祉事業	イ　福祉事業	
（ア）　**脳ドック補助金**の給付	（ア）　**人間ドック等補助金**の給付	事業廃止に伴う文言変更及び削除
（イ）　**削除**	（イ）　**予防接種補助金の給付**	
（ウ）　**削除**	（ウ）　**福祉施設利用補助金の給付**	
（エ）　入学祝金の給付	（エ）　入学祝金の給付	
（オ）　結婚祝金の給付	（オ）　結婚祝金の給付	
（カ）　看護休暇給付金の給付	（カ）　看護休暇給付金の給付	
（キ）　会員のためのレクリエーション、その他の福祉	（キ）　会員のためのレクリエーション、その他の福祉	
（ク）　削除	（ク）　削除	
（ケ）　削除	（ケ）　削除	
（コ）　削除	（コ）　削除	
（サ）　カフェテリアプラン		新規事業追加
ウ　貸付事業 （一部省略）	ウ　貸付事業 （一部省略）	
エ　削除	エ　削除	
オ　退職互助事業	オ　退職互助事業	

新	旧	改正理由・内容
カ　削除 　キ　その他、福利厚生に関する事業 　ク　本号の規定による給付、貸付、退職互助に関しては別に定める。 （３）　教育文化及びスポーツの振興発展に関する事業 　ア　教育、文化及びスポーツの普及及び振興 　イ　その他、教育文化及びスポーツに関すること （４）　その他互助会の目的を達成するために必要な事業	カ　削除 　キ　その他、福利厚生に関する事業 　ク　本号の規定による給付、貸付、退職互助に関しては別に定める。 （３）　教育文化及びスポーツの振興発展に関する事業 　ア　教育、文化及びスポーツの普及及び振興 　イ　その他、教育文化及びスポーツに関すること （４）　その他互助会の目的を達成するために必要な事業	
第２章　会　員 （会員証） 第６条　理事長は加入を承認した者に対して、**デジタル**会員証を交付する。 **２**　会員は、会員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 **附　則** **この規則は、令和９年４月１日から施行する。**	第２章　会　員 （会員証） 第６条　理事長は加入を承認した者に対して、会員証**（別記第２号様式）**を交付する。 **２　会員は、会員たる資格を失ったときは、直ちに前項の会員証を返還しなければならない。** ３　会員は、会員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。	マイページへの集約に伴う変更

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会給付規則　新・旧対照表（令和９年４月１日施行）

新	旧	改正理由・内容
（用語の意義） 第２条　**この規則で「配偶者」とは、会員と婚姻関係にある者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。** ２　この規則で「被扶養者」とは、公立学校共済組合の被扶養者及びこれと同一の認　定基準によって会員の被扶養者として認定された者をいう。 ３　この規則で「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。 （１）会員又は会員であった者の配偶者 （２）会員又は会員であった者の子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者 （３）前号に掲げる者を除くほか、会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者 （４）会員又は会員であった者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に該当しない者	（用語の意義） 第２条 この規則で「被扶養者」とは、公立学校共済組合の被扶養者及びこれと同一の認　定基準によって会員の被扶養者として認定された者をいう。 ２　この規則で「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。 （１）会員又は会員であった者の配偶者**（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）** （２）会員又は会員であった者の子、父母、孫及び祖父母で会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者 （３）前号に掲げる者を除くほか、会員又は会員であった者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者 （４）会員又は会員であった者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に該当しない者	配偶者の定義を追加 上記に伴い、かっこ書きを削除
（給付を受けるべき遺族の順位） 第４条　会員又は会員であった者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は第２条**第３項**の順序とし、同項第２号又は第４号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。 ２　前項に掲げる者のほか、給付を受けるべき遺族の順位については、公立学校共済組合の例により給付を受けるべき遺族に同順位者が２人以上あるときの給付の	（給付を受けるべき遺族の順位） 第４条　会員又は会員であった者が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は第２条**第２項**の順序とし、同項第２号又は第４号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。 ２　前項に掲げる者のほか、給付を受けるべき遺族の順位については、公立学校共済組合の例により給付を受けるべき遺族に同順位者が２人以上あるときの	第２条変更に伴う該当項の変更

新	旧	改正理由・内容
方法についてもまた同様とする。 （給付の請求手続） 第５条　この規則による給付は会員若しくは会員であった者又はその遺族の請求によって行う。ただし、第８条第１項に規定する場合は、請求を要しないものとする。 ２　この規則による給付を受けようとする者（前項ただし書に規定する場合を除く。）は、**電子申請システムにより必要な書類を添付して請求を行わなければならない。ただし、所定の様式が定められている給付については、**請求書に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。 ３　この規則による給付を受けようとする者が、千葉県条例の適用を受けない者にあっては、県条例に準じて判断するものとする。	給付の方法についてもまた同様とする。 （給付の請求手続） 第５条　この規則による給付は会員若しくは会員であった者又はその遺族の請求によって行う。ただし、第８条第１項に規定する場合は、請求を要しないものとする。 ２　この規則による給付を受けようとする者（前項ただし書に規定する場合を除く。）は、**所定の様式による**請求書に必要な書類を添付して理事長に提出しなければならない。 ３　この規則による給付を受けようとする者が、千葉県条例の適用を受けない者にあっては、県条例に準じて判断するものとする。	電子申請システム運用開始に伴う変更
（入院費補助金） 第８条　会員又はその被扶養者が病気又は負傷し療養のため医療機関に入院したときは、入院費補助金として会員については１日につき５００円、被扶養者については１日につき３００円を支給する。 ２　入院費補助金の支給期間は、事業年度内の日数を通算して１８０日を超えないものとする。 ３　公立学校共済組合員で保険証等を使用し、療養した者以外の者で、入院費補助金の支給を受けようとする者は、**電子申請システムにより入院費補助金請求を行わなければならない。**	（入院費補助金） 第８条　会員又はその被扶養者が病気又は負傷し療養のため医療機関に入院したときは、入院費補助金として会員については１日につき５００円、被扶養者については１日につき３００円を支給する。 ２　入院費補助金の支給期間は、事業年度内の日数を通算して１８０日を超えないものとする。 ３　公立学校共済組合員で保険証等を使用し、療養した者以外の者で、入院費補助金の支給を受けようとする者は、**別記様式第１号による入院費補助金請求書を理事長に提出しなければならない。**	電子申請システム運用開始に伴う変更

新	旧	改正理由・内容
（結婚祝金） 第９条　会員が婚姻したときは、結婚祝金として４０，０００円を支給する。ただし、会員期間を通算して１回のみとする。 ２　結婚祝金の支給を受けようとする者は、**電子申請システムにより結婚祝金請求を行わなければならない。**	（結婚祝金） 第９条　会員が婚姻したときは、結婚祝金として４０，０００円を支給する。ただし、会員期間を通算して１回のみとする。 ２　結婚祝金の支給を受けようとする者は、**別記様式第２号による結婚祝金請求書を理事長に提出しなければならない。**	電子申請システム運用開始に伴う変更
（出産見舞金） 第10条　会員又はその**配偶者**が出産したときは、出産見舞金として**１児**につき**２５，０００円**を支給する。**ただし、死産（妊娠８５日以上の異常分べん又は母体保護法に基づく妊娠８５日以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合を含む。）の場合は１児につき１０，０００円を支給する。** ２　出産見舞金の支給を受けようとする者は、**電子申請システムにより出産見舞金請求を行わなければならない。**	（出産見舞金） 第10条　会員又はその**被扶養者**が出産（妊娠８５日以上の異常分べん又は母体保護法に基づく妊娠８５日以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合を含む。）したときは、出産見舞金として胎児１名につき１０，０００円を支給する。 ２　出産見舞金の支給を受けようとする者は、**別記様式第３号による出産見舞金請求書に医師又は助産師の証明書を添えて理事長に提出しなければならない。なお、第１８条第２項及び第１９条第２項による提出を併せて行うことができる。**	被扶養者要件を廃止 配偶者へ変更 給付額の変更（第18条妊婦健康診断補助金、第19条育児補助金と統合） 電子申請システム運用開始に伴う変更
（弔慰金） 第12条　会員（再任用会員を除く。）が死亡したときは、弔慰金として３００,０００円を、再任用会員が死亡したときは、弔慰金として５０，０００円を、その遺族に支給する。 ２　会員（再任用会員を除く。）の**配偶者又は子**が死亡したときは、弔慰金として３０，０００円を、再任用会員の**配偶者又は子**が死亡したときは、弔慰金として２５，０００円を支給する。ただし、死産に対しては支給しない。	（弔慰金） 第12条　会員（再任用会員を除く。）が死亡したときは、弔慰金として３００,０００円を、再任用会員が死亡したときは、弔慰金として５０，０００円を、その遺族に支給する。 ２　会員（再任用会員を除く。）の**被扶養者**が死亡したときは、弔慰金として３０，０００円を、再任用会員の**被扶養者**が死亡したときは、弔慰金として２５，０００円を支給する。ただし、死産に対しては支給しない。 ３　弔慰金の支給を受けようとする者は、別記様式第４	被扶養者要件を廃止 配偶者又は子へ変更

新	旧	改正理由・内容
３　弔慰金の支給を受けようとする者は、別記様式第４号による弔慰金請求書に死亡の事実が確認できる書類を添えて理事長に提出しなければならない。	号による弔慰金請求書に死亡の事実が確認できる書類を添えて理事長に提出しなければならない。	
（災害見舞金） 第 13 条　会員が水震火災その他の非常災害によってその住居に損害を受けたときは、次に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額を災害見舞金として支給する。 （１）罹災証明書により一部損壊以上半壊未満と判定された場合 １０，０００円 （２）罹災証明書により半壊以上全壊未満と判定された場合 ３０，０００円 （３）罹災証明書により全壊と判定された場合 ５０，０００円	（災害見舞金） 第 13 条　会員が水震火災その他の非常災害によってその住居又は家財に損害を受けたときは、別表１に掲げる区分により災害見舞金を支給する。 ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２条第１項に規定する激甚災害の発生により損害を受けたときは、別表２に掲げる区分により災害見舞金を支給する。その他特別の事情があるときは、別表２に掲げる区分及び支給額にかかわらず、理事会の議決を経て別表１のとおり支給する。	別表１、２を削除し、各号に支給額を明記 激甚災害についての規定を削除
２　前項の罹災証明書による損害の判定が困難な場合は、別途追加書類を求めるものとする。		電子申請システム運用開始に伴う変更
３　災害見舞金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより災害見舞金請求を行わなければならない。	２　災害見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第５号による災害見舞金請求書を理事長に提出しなければならない。	
（脳ドック補助金）	（人間ドック等補助金） 第 14 条　会員又はその被扶養者が人間ドックを受けたときは、次の区分により人間ドック補助金を支給する。 （１）会員　　　　　　１５，０００円 （２）会員の被扶養者　　５，０００円	人間ドック補助金はカフェテリアプランへ集約のため、名称と条項文の変更

新	旧	改正理由・内容
	（３）６０歳又は６０歳未満で勧奨により退職する会員（ただし、１日（日帰り）人間ドックを受けたときに限る。）　健診料全額に相当する額	
第14条　３０歳以上の会員（再任用会員を除く。）が、脳ドックを受けたときは、３年度に１回に限り、脳ドック補助金として１０，０００円を限度に支給する。 ２　脳ドック補助金の支給を受けようとする者は、電子申請システムにより脳ドック補助金請求を行わなければならない。	２　３０歳以上の会員（再任用会員を除く。）が、脳ドックを受けたときは、３年度に１回に限り、脳ドック補助金として１０，０００円を限度に支給する。 ３　人間ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第６号による人間ドック補助金請求書を、第１項第３号のうち勧奨により退職する会員は、別記様式第６号の２による人間ドック補助金請求書（勧奨退職者用無料１日人間ドック）を、前項に規定する脳ドック補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第６号の３による脳ドック補助金請求書を、それぞれ理事長に提出しなければならない。	電子申請システム運用開始に伴う変更
（福祉施設利用補助金） 第15条　削除	（福祉施設利用補助金） 第15条　会員又はその被扶養者がこの互助会の指定する福祉施設を利用したときは、福祉施設利用補助金として１泊１，０００円以上の支払につき１，０００円を支給する。なお、同施設を利用する時は、連続２泊を限度として支給する。また、公務による宿泊時には支給しない。 ２　福祉施設利用補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第７号による福祉施設利用補助金請求書を理事長に提出しなければならない。	カフェテリアプランへ集約のため削除
（入学祝金） 第16条　会員の子が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に入学したときは、入学祝金として１人につき７，０００円を支給する。 ２　入学祝金の支給を受けようとする者は、電子申請シ	（入学祝金） 第16条　会員の被扶養者が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に入学したときは、入学祝金として１人につき１０，０００円を支給する。 ２　入学祝金の支給を受けようとする者は、別記様式第	被扶養者要件を廃止 子へ変更 給付額変更

新	旧	改正理由・内容
ステムにより入学祝金請求を行わなければならない。	８号による入学祝金請求書を理事長に提出しなければならない。	電子申請システム運用開始に伴う変更
（長期療養者見舞金） 第 17 条　会員が病気又は負傷し長期の療養を要するときは、次に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額を長期療養者見舞金として支給する。ただし、次の各号のいずれの場合にも該当しない者に対する支給額は理事長が決定する。 （１）結核及び公務災害又は給料月額の１００分の８０を支給される病気休職者 ２０，０００円 （２）給与を支給されない病気休職者 ５０，０００円 ２　長期療養者見舞金は毎年４月１日及び１０月１日のその日を単位として年２回支給するものとする。 ３　長期療養者見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第９号による長期療養者見舞金請求書を理事長に提出しなければならない。	（長期療養者見舞金） 第 17 条　会員が病気又は負傷し長期の療養を要するときは、次に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額を長期療養者見舞金として支給する。ただし、次の各号のいずれの場合にも該当しない者に対する支給額は理事長が決定する。 （１）結核及び公務災害による休職者 １０，０００円 （２）給料月額の１００分の８０を支給される病気職者　　２０，０００円 （３）給与を支給されない病気休職者であって公立校共済組合等から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される者　　５０，０００円 （４）給与を支給されない病気休職者であって公立学校共済組合等から傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない者　　１５０，０００円 ２　長期療養者見舞金は毎年４月１日及び１０月１日のその日を単位として年２回支給するものとする。 ３　長期療養者見舞金の支給を受けようとする者は、別記様式第９号による長期療養者見舞金請求書を理事長に提出しなければならない。	区分内容と給付額の変更
（妊婦健康診断補助金） 第 18 条　削除	（妊婦健康診断補助金） 第 18 条　会員又はその被扶養者が妊娠し、医師又は助産師の健康診断等を受けたときは、妊婦健康診断補助金として１回の妊娠につき６，０００円を支給する。 ２　妊婦健康診断補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第３号により妊婦健康診断補助金請求書を	第 10 条（出産見舞金）へ統合のため削除

新	旧	改正理由・内容
	理事長に提出しなければならない。 なお、第１０条第２項及び第１９条第２項による提出を併せて行うことができる。	
（育児補助金） 第 19 条　削除	（育児補助金） 第 19 条　会員又はその被扶養者が出産したとき（引き続きその生まれた子を育てないときを除く。）は育児補助金として新生児１名につき１６，０００円を支給する。 ２　育児補助金の支給を受けようとする者は、別記様式第３号により育児補助金請求書を理事長に提出しなければならない。 なお、第１０条第２項及び第１８条第２項による提出を併せて行うことができる。	第 10 条（出産見舞金）へ統合のため削除
（予防接種補助金） 第 26 条　削除	（予防接種補助金） 第 26 条　会員がインフルエンザ予防接種を受けたときは、１，０００円を限度に予防接種補助金を給付する。ただし、事業年度内に１回とする。 ２　予防接種補助金の給付を受けようとする者は、別に定める様式による請求書を理事長に提出しなければならない。	カフェテリアプランへ集約のため削除
（カフェテリアプラン） 第 27 条　会員が互助会の指定する対象項目を利用したときは、１２，０００円を限度に助成を行う。 ただし、指定期間内に１回とする。 ２　カフェテリアプランの支給を受けようとする者は、電子申請システムにより請求を行わなければならない。		カフェテリアプランの新設に伴い追加

新	旧	改正理由・内容
３　その他、必要な事項は、別に定める。 （リフレッシュ助成） 第 28 条　会員期間が、１０年、１５年、２０年、２５年、３０年、３５年、４０年となった会員には、１０，０００円をカフェテリアプランの限度額に上乗せする。 ２　その他、必要な事項は、別に定める。	（長期会員慰労旅行助成） 第 27 条　会員期間が、１０年、２０年、３０年となった会員には、以下のとおり旅行券を配付する。 （１）１０年旅行助成　旅行券１０，０００円分 （２）２０年旅行助成　旅行券２０，０００円分 （３）３０年旅行助成　旅行券２０，０００円分 ２　所属長は、該当の者があるときは、該当者名簿を理事長に提出しなければならない。 ３　その他、必要な事項は、別に定める。	事業内容の変更 第 27 条新設に伴う条文の番号変更
（細則の制定） 第 29 条　この規則に定めるもののほか、給付事業の処理に関し必要な細則は、理事長が定める。	（細則の制定） 第 28 条　この規則に定めるもののほか、給付事業の処理に関し必要な細則は、理事長が定める。	第 27 条新設に伴う条文の番号変更
附　則 この規則は、令和９年４月１日から施行する。		

一般財団法人　千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則　新・旧対照表（令和９年４月１日施行）

新	旧	改正理由・内容
（積立方法） 第３条　互助会は、毎月、各会員の納入した会費に積立率を乗じて算出した額を、各会員別に退職慰労金事業会計に積み立てなければならない（１円未満切捨て。以下同じ。）。 **ただし、給与の増額改定により追納された差額会費については、積立を行わない。** ２　納入免除等により会費納入がない月は、積立を行わない。 ３　平成２４年度以前に入会した会員の平成２４年度末までの積立については、財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則第２条から第５条の規定により算出した額を退職慰労金事業会計に積み立てるものとする（１円未満切捨て。）。	（積立方法） 第３条　互助会は、毎月、各会員の納入した会費に積立率を乗じて算出した額を、各会員別に退職慰労金事業会計に積み立てなければならない（１円未満切捨て。以下同じ。）。 ２　納入免除等により会費納入がない月は、積立を行わない。 ３　平成２４年度以前に入会した会員の平成２４年度末までの積立については、財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職慰労金規則第２条から第５条の規定により算出した額を退職慰労金事業会計に積み立てるものとする（１円未満切捨て。）。	給与の増額改定時の差額について、扱いを明記
（積立額の確認） 第１３条　**削除**	（積立額の確認） 第１３条　**会員が積立額を確認する場合は、理事長に積立額通知依頼書を提出する。** **２　理事長は、会員から積立額通知依頼書の提出を受けた場合は、提出を受領した日から１か月以内に、受領した月の前月末までの積立額を記載した積立額通知書を会員に送付する。**	積立額はマイページから確認できるようになるため削除
（様式） 第１４条　第１０条における退職慰労金返還請求書、第１１条における返還通知書の様式については、別に定める。	（様式） 第１４条　第１０条における退職慰労金返還請求書、第１１条における返還通知書**、前条における積立額通知依頼書及び積立額通知書**の様式については、別に定める。	

新	旧	改正理由・内容
附　則 この規則は、令和９年４月１日から施行する。		